

「地上デジタル放送難視地区対策計画」の改訂概要
(第3版・平成22年8月10日公表)

平成22年8月
東北総合通信局

「地上デジタル放送難視地区対策計画(第2版)」の概要

対策計画更新について

1 新たな難視地区に対する対策計画

平成21(2009)年8月公表した初版においては、2007年末までに開局したデジタル中継局に関連するものを中心として、電波の実測調査により特定された新たな難視約3,200地区(約8.2万世帯)について、デジタル難視の状況並びに対策計画が確定したものについて対策手法、対策時期等を掲載しました。

第3版においては、2009年末までに開局した中継局等の電波の実測調査によって新たに特定された難視地区を加えた約9,800地区(約22万世帯)について、デジタル難視の状況並びに対策計画が確定(初版の対策計画の更新を含む。)したもの4,369地区について対策手法、対策時期等を掲載しています。

2 デジタル化困難共聴施設に対する対策計画

辺地共聴施設のデジタル改修において、受信点の大幅な移設を要し、これにより受信点からヘッドエンドまでの伝送路整備費の試算が800万円以上／施設を超える自主共聴並びに技術的・経費的困難性からアナログ放送終了前にデジタル化対応の目途がたたない自主共聴施設及びNHK共聴施設(日本放送協会と地元視聴者が共同して設置し運営する共聴施設)をデジタル化困難共聴とし、当該施設の対策手法等について掲載しています。

「地上デジタル放送難視地区対策計画(第3版)」の概要

難視地区の特定(第3版は2009年までに開局した中継局関連が中心)

	調査地区数	新たな難視地区ではないと判明した地区数(※)	新たな難視地区と判明した地区数(世帯数)
青森県	183地区	77地区	106地区(2,231世帯)
岩手県	725地区	240地区	485地区(7,949世帯)
宮城県	513地区	73地区	440地区(6,768世帯)
秋田県	320地区	168地区	152地区(1,953世帯)
山形県	171地区	67地区	104地区(1,284世帯)
福島県	781地区	102地区	679地区(7,896世帯)
東北地域	2,693地区	727地区	1,966地区(約2.8万世帯)
全国	14,827地区	5,082地区	9,745地区(約22万世帯)

※ 「新たな難視地区ではないと判明した地区」は、デジタル放送の良視地区のほか、受信世帯が無い地区、ケーブルテレビ/共聴施設による受信地区を含む。

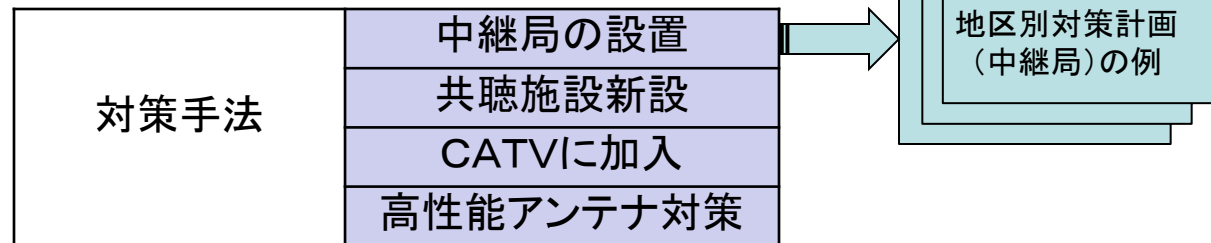
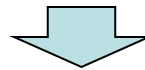
※ 各地区数・世帯数の数値は初版の数値を含んでおり第3版現在の数値です。

「地上デジタル放送難視地区対策計画(第3版)」の概要

対策計画の策定状況

(1) 新たな難視地区に対する対策計画

区分	対策地区数
全国	9,745地区(約22万世帯)
東北	1,966地区(約2.8万世帯)



「地上デジタル放送難視地区対策計画(第3版)」の概要

(2) デジタル化困難共聴施設に対する対策計画

	対象施設数※	対策計画策定済	検討中
青森県	3施設	3施設(34世帯)	0施設
岩手県	36施設	35施設(694世帯)	1施設
宮城県	4施設	3施設(49世帯)	1施設
秋田県	19施設	17施設(310世帯)	2施設
山形県	1施設	1施設(7世帯)	0施設
福島県	9施設	4施設(59世帯)	5施設
東北地域	72施設	63施設(1,153世帯)	9施設
全国	478施設	380施設(約1.6万世帯)	98施設

※ 市町村別ロードマップのシミュレーションに基づく約1700の自主共聴施設について、伝送路整備費の試算が800万円/施設を超えるもの及び現地調査等により技術的に多大な困難があり現段階でデジタル化困難と判明したもの。

デジタル難視対策の流れ

- 電波の特性の違いなどにより、アナログ放送は受信できていたが、デジタル放送は受信できないいわゆる「新たな難視」が発生
- 地上デジタル放送難視地区対策計画を策定し、2011年春までに対策を行い、デジタル難視聴世帯の数を最小化
- アナログ放送停波までに対策が困難な地区については、暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じた「暫定的難視聴対策」を実施。最終的に2015年3月までに地上系による対策を実施

地上デジタル放送難視地区対策計画の策定

○ デジタル難視地区の特定

- (1) 新たな難視実測調査 (2010年8月現在)
⇒ 約9,800地区(約22万世帯)を特定
(中継局開局の約15,000地区を対象)
- (2) デジタル化困難共聴施設※1
⇒ 約480施設(約2万世帯)を特定

※1 NHK共聴施設のデジタル化困難共聴施設も含む。

○ 対策計画案の策定・調整

- (1) 対策手法、対策時期等を検討
(送信側対策又はアンテナ対策・共聴対策等の受信側対策)
- (2) 地方公共団体等関係者と調整

※2 対策計画(初版)は2009年8月、(第2版)は2010年1月に公表。デジタル混信は除き、区域外波(徳島県、佐賀県等)の対策計画は含む。

○ 対策計画※2の公表第3版 (2010年8月)

—半年毎に更新—

対策計画に基づく対策の実施

2011年春までに対策を実施

アナログ放送停波までに対策が困難

ホワイトリストを策定・公表

- ・利用対象地区、視聴できる番組等を記載
⇒ 第1次策定(新たな難視地域)
公表: 2010年1月 → 定期的に更新

暫定的難視聴対策の実施

- ・暫定的かつ緊急避難的に衛星を通じ、地上デジタル放送を再送信
(2015年3月末まで)

○ 地上系による対策実施 (2015年3月まで)

○ 市町村別ロードマップ

デジタル放送移行に伴い、

- ① 新たな難視聴世帯
- ② デジタル化困難共聴世帯
- ③ デジタル混信世帯

が全国約35万世帯発生すると推定

○ 対策計画に基づく対策